荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１０月３０日

荒川区長　滝　口　学

荒川区規則第８４号

荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成２０年荒川区規則第３８号）の一部を次のように改正する。

別記第２号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第3条関係)(表面)

荒川区納付書(納入済通知書)

年度　後期高齢者医療保険料

277

加入者名		口座番号記号		合計金額	円
収納機関番号		納付番号		確認番号	納付区分
納期限		通知書番号	年度		期別

	円	延滞金	円
督促手数料	円	合計金額	円

コンビニ等収納用

(ご注意)
バーコードがないもの、あっても読取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。

		指定期限	
		バーコード使用期限	

領収日付印

主管課保管・コンビニ等本部控　東277

主管課:荒川区　　課03(3802)3111

切り取らないでお出しください。

277

荒川区
納付書(原符)

年度
後期高齢者医療保険料

加入者名
口座記号番号
円
延滞金　円
督促手数料　円
合計金額　円
通知書番号
納期限
指定期限

領収日付印

金融機関保管・コンビニ等店舗控

切り取らないでお出しください。

荒川区　領収証書
下記のとおり領収しました。

年度
後期高齢者医療保険料

加入者名
口座記号番号
円
延滞金　円
督促手数料　円
合計金額　円
通知書番号
納期限
指定期限

領収日付印

納付者保管・収入印紙不要

お問い合わせ先は裏面に記載しております。

別記第2号様式(第3条関係)(裏面)

☆問合せ先
荒川区　課
電話03(3802)3111(代表)

〈延滞金について〉
この保険料を当初の納期限までに納付しなかったときは、当初の納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数は切り捨て)に年14.6%を上限として延滞金にかかる延滞金特例基準割合(※)に年7.3%の割合を加算した割合(納期限の翌日から3か月を経過する日までは、年7.3%を上限として延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合)で計算した金額(100円未満の端数は切り捨て)に相当する延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合、又は延滞金が1,000円未満の場合は加算されません。
※延滞金特例基準割合…各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。

★コンビニエンスストアでお支払いの際は、レシートが発行されますので、「領収証書」とともに「レシート」も受け取り、大切に保管してください。

収納代行会社

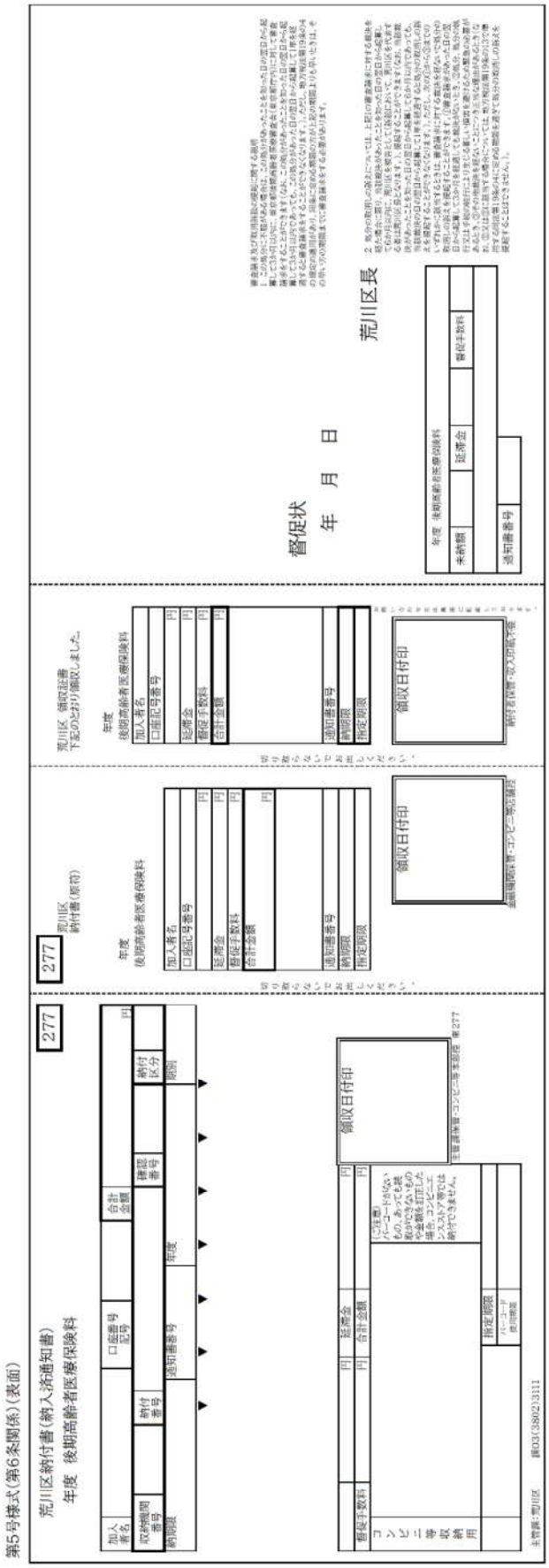
☆納めるところ

○銀行・信用金庫・信用組合など
(特別区指定金融機関・特別区公金取扱店)
○東京都、山梨県及び関東各県所在の
ゆうちょ銀行　・郵便局
○eL-QRに対応した全国の金融機関
○eL-QRに対応したスマートフォン決済アプリ
○eLお支払いサイト
○荒川区役所　　課
○荒川区内各区民事務所
○下記のコンビニエンスストア

○下記のスマホアプリ

★表のバーコード欄が印字されていないもの及び破損等により読み取れない場合はコンビニエンスストア・スマホアプリでは使用できません。
また、指定期限を過ぎると、コンビニエンスストア・スマホアプリでは納付できないことがあります。その際は金融機関等でお支払いください。
★コンビニエンスストア等の店頭では、原則としてスマホアプリを利用したお支払いはできません。
★この用紙のコピー、及びバーコードの写真やスクリーンショットでのお支払いはできません。
☆問合せ先
荒川区　　課
電話03(3802)3111(代表)

別記第５号様式を次のように改める。



別記第5号様式(第6条関係)(裏面)

☆問合せ先
荒川区　課
電話03(3802)3111(代表)

〈延滞金について〉
この保険料を当初の納期限までに納付しなかったときは、当初の納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数は切り捨て)に年14.6%を上限として延滞金にかかる延滞金特例基準割合(※)に年7.3%の割合を加算した割合(納期限の翌日から3か月を経過する日までは、年7.3%を上限として延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合)で計算した金額(100円未満の端数は切り捨て)に相当する延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合、又は延滞金が1,000円未満の場合は加算されません。
※延滞金特例基準割合…各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。

★コンビニエンスストアでお支払いの際は、レシートが発行されますので、「領収証書」とともに「レシート」も受け取り、大切に保管してください。

収納代行会社

☆納めるところ

○銀行・信用金庫・信用組合など
(特別区指定金融機関・特別区公金取扱店)
○東京都、山梨県及び関東各県所在の
ゆうちょ銀行　・郵便局
○eL-QRに対応した全国の金融機関
○eL-QRに対応したスマートフォン決済アプリ
○eLお支払いサイト
○荒川区役所　　課
○荒川区内各区民事務所
○下記のコンビニエンスストア

○下記のスマホアプリ

★表のバーコード欄が印字されていないもの及び破損等により読み取れない場合はコンビニエンスストア・スマホアプリでは使用できません。
また、指定期限を過ぎると、コンビニエンスストア・スマホアプリでは納付できないことがあります。その際は金融機関等でお支払いください。
★コンビニエンスストア等の店頭では、原則としてスマホアプリを利用したお支払いはできません。
★この用紙のコピー、及びバーコードの写真やスクリーンショットでのお支払いはできません。
☆問合せ先
荒川区　　課
電話03(3802)3111(代表)

附　則

1　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。